

と き 令和8年2月27日

ところ 国保連合会会議室

第156回

通常総会

議事録

第 1 5 6 回 通 常 総 会 結 果 報 告

- 1 開催日時 令和8年2月27日(金)
開 会 午後 2時 00分
閉 会 午後 2時 55分
- 2 開催会場 本会 10階A会議室
- 3 議事録署名人 議長 三 田 芳 裕 氏 (東京食品販売国民健康保険組合理事長)
会員 近 藤 弥 生 氏 (足立区長)
会員 加 藤 育 男 氏 (福生市長)
会員 三 井 宏 允 氏 (東京料理飲食国民健康保険組合理事長)

4 出席状況

会員定数84名

出 席	会 員 代 表 者	5名
	代 理 人	30名
	書 面	23名
計 (ア)		58名
欠 席 保 険 者		26名
合 計 (イ)		84名
出 席 率 (ア)/(イ)×100		69.0%

目 次

	ページ
1. 開 会	1
2. 理事長挨拶	1
3. 議長、副議長選任	2
4. 議事録署名人指名	2
5. 議案審議	
議決事項	
第1号議案 令和7年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等 審査支払特別会計歳入歳出予算補正について	2
第2号議案 令和7年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者 医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について	2
第3号議案 令和7年度東京都国民健康保険団体連合会措置費支払 代行業務特別会計歳入歳出予算補正について	2
第4号議案 令和8年度東京都国民健康保険団体連合会事業計画に ついて	5
第5号議案 令和8年度東京都国民健康保険団体連合会各種手数料 等について	5
第6号議案 東京都国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等 特別会計における各種積立資産の設定について	5
第7号議案 東京都国民健康保険団体連合会退職給付引当資産の一 部処分について	5
第8号議案 東京都国民健康保険団体連合会財政安定積立金の一部 処分について	5
第9号議案 東京都国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産 の処分について	5

第10号議案	東京都国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の一部処分について	5
第11号議案	東京都国民健康保険団体連合会 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の一部処分について	5
第12号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について	5
第13号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算について	5
第14号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について	5
第15号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出予算について	5
第16号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算について	5
第17号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会柔道整復施術料等支払代行業務特別会計歳入歳出予算について	5
第18号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について	5
第19号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について	5
第20号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会措置費支払代行業務特別会計歳入歳出予算について	5
第21号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算について	5
第22号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会退職金特別会計歳入歳出予算について	5
第23号議案	令和8年度東京都国民健康保険団体連合会一時借入金	

	限度額について	5
第24号議案	東京都国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する 規約について	16
6. 閉 会		17

開 会（午後2時～）

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第156回通常総会を開催いたします。

はじめに、本日まで出席の会員数をご報告申し上げます。書面によるご参加も含めまして、58保険者のご出席をいただいております。国民健康保険法施行令第26条を準用いたします同施行令第13条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、佐藤理事長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

理事長挨拶

○理事長 皆様方には大変お忙しい中、本総会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から私ども連合会の事業運営に関しまして格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

本日の総会は年度末の総会ということで議案が多岐にわたっておりますが、ここで本日、ご審議をいただきます2つの新しい取組についてご紹介をさせていただきます。

1点目は、国におきまして医療、そして社会保障分野におけるデジタル化の取組が進められておりますけれども、その一環で令和8年6月に改正予防接種法が施行され、予防接種事務につきましてもデジタル化されることとなりました。これに伴いまして、自治体から連合会に事務委託が可能ということになります。今回費用の請求、それから支払業務が本会の新たな業務に加わるということになりました。今後国保中央会や関係機関と連携しながら、円滑な業務開始に向けて準備を進めてまいります。

2点目は、保険者の実施している保健事業への支援を強化するため、東京都からの財政支援を受け、また東京都と連携の下で新しいデジタル技術を活用しまして、医療費適正化に向けた新しい事業を開始いたします。

本日の総会では、これら2件を含めまして令和8年度の事業計画及び予算等をご審議いただきます。

皆様におかれましては十分にご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

議長、副議長選任

○事務局 続きまして、議長、副議長の選任でございます。時間の関係もございますので、大変僭越とは存じますが、事務局からご指名をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、ご指名をさせていただきます。

議長には、東京食品販売国民健康保険組合理事長・三田芳裕様、副議長には、公益財団法人特別区協議会常務理事・入澤幸様、以上のお2人をお願いを申し上げます。

それでは、三田議長にご挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長 ご案内いただきました三田でございます。ただいま皆様からご賛同いただきまして、本総会の正副議長を入澤理事と共に務めさせていただくこととなりました。議事進行に当たりましては、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

議事録署名人指名

○議長 それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

はじめに、本総会の議事録署名人を指名させていただきます。

本総会の議事録署名人には、足立区長の近藤弥生様、福生市長の加藤育男様、東京料理飲食国民健康保険組合理事長の三井宏允様、以上の3名をお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

議案審議

○議長 それでは、議案書により議事を進めてまいります。

議決事項、第1号議案、令和7年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてから、第3号議案、令和7年度措置費支払代行業務特別会計歳入歳出予算補正につい

ては予算補正関連でございますので、一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議案書2-1、こちらの1ページから15ページにかけて、令和7年度歳入歳出予算補正を載せてございます。本日これらの内容を集約し、資料1、令和7年度本会歳入歳出予算補正の概要といたしましてご用意してございます。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに提案の趣旨でございます。①及び②の2点でございます。

①、本会の各事業における今後のシステム機器更改に備え、本会積立資産である電算処理システム導入作業経費積立資産、こちらへ積立てをするもので、国保、後期、措置の各特別会計業務勘定での予算補正となります。

②、療養費代理受領方式による保険者間調整において予算額に不足が生じるため、予算を補正する必要があるもので、国保の業務勘定での予算補正となります。

次のページをお願いいたします。第1号議案から第3号議案といたしまして、各特別会計業務勘定の補正額を載せております。また、表の上部には補正の理由について記載をしてございます。

まず①の補正内容でございますが、第1号議案、国保の業務勘定におきましては、歳入では、記載の各手数料において今年度収入額が予算額を上回る見込みであること。

またその下、歳出では、今年度の執行見込みによる不用額を減額し、積立資産への積立額を増額する歳出の組替え補正に加え、歳入増の分も合わせた積立額を増額を行うものであります。

次に第2号議案、後期の業務勘定につきましては、歳出において、今年度の執行見込みによる不用額を減額し、積立資産への積立額を増額する歳出の組替え補正を行うものでございます。

続きまして第3号議案、措置の業務勘定におきましては、歳入において、記載の各手数料の今年度収入額が予算額を上回る見込みであるため、積立資産への積立額を増額を行うものであります。

続きまして第1号議案、②の補正内容でございます。療養費代理受領方式による保険者間調整において、現在までの実績と年度末までの本件取扱見込みにおいて予算額に不足が生じるため、補正を行うものでございます。

それでは、改めまして、補正額について各議案別にご説明申し上げます。

第1号議案、診療報酬等審査支払特別会計、国保の業務勘定、歳入です。①の案件において記載の3つの科目を増額し、当該補正額の合計については2億円でございます。また②の歳入、補正額につきましては保険者間調整療養費等受入金として3億円となります。

歳出では、①の案件で、上から国保審査支払管理費、補正額マイナス9,000万円、公費審査支払管理費、マイナス1,000万円、電算導入作業経費積立資産、プラス4億2,000万円、中央会負担金、マイナス1億2,000万円。また②の歳出として、保険者間調整返還金支出金、3億円、診療報酬等審査支払特別会計の補正額合計は5億円でございます。

次に、第2号議案、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定です。

歳出におきまして、上から後期審査支払管理費、補正額マイナス1億7,000万円、広域連合事務管理費、マイナス1,000万円、公費審査支払管理費、マイナス1,000万円、電算導入作業経費積立資産、プラス2億7,000万円、中央会負担金、マイナス8,000万円。以上は歳出内の組替えであるため、補正額合計は0円でございます。

続きまして、第3号議案、措置費支払代行業務特別会計の業務勘定です。

歳入では、記載の2つの科目を増額し、当該補正額の合計は250万円。

歳出では、電算導入作業経費積立資産について補正額はプラス250万円、措置費支払代行業務特別会計の補正額合計は250万円でございます。

続きまして、恐れ入ります、資料2をご覧ください。こちらは令和7年度本会収支補正予算書でございまして、今し方ご説明を申し上げました3つの特別会計について、単式簿記による補正予算を複式簿記に置き換えたものとなっております。内容につきましては先ほどのご説明内容と重複いたしますため、割愛させていただきますので後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で令和7年度歳入歳出予算補正3議案の説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑、ご意見ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。ただいま上程した3議案を原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、第1号議案から第3号議案までは原案どおり決することといたします。

続きまして、第4号議案、令和8年度事業計画についてから、第23号議案、令和8年度一時借入金限度額についてまでの20議案は令和8年度の事業計画及び予算関連でありますので、一括して議題に供します。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書2-1、17ページをお願い申し上げます。第4号議案、令和8年度本会事業計画についてでございます。

19ページをお願いいたします。第4号議案から第23号議案までは別冊2-2のとおり定めたい。

恐れ入りますが、別冊2-2、めくっていただきまして1ページをお願いいたします。

はじめに、I、運営方針でございます。

国民健康保険の被保険者数は、本格的な少子高齢化・人口減少に加えて被用者保険の適用拡大の影響もあり、直近10年間で約1,000万人減少し、その一方で医療費は総額では減少しているものの、1人当たり医療費は増加傾向にあります。こうした厳しい環境を背景に保険者は安定的な財政運営を図るため、データヘルズ計画に基づく効率的・効果的な保健事業等を推進し、医療費適正化に向けた取組を進めています。

他方、政府においては医療DXを推進しており、マイナンバーカードと健康保険証の一体化や、オンライン資格確認等システムの拡充等の施策を進めております。

このような状況の中、本会としては審査支払業務のより適正な執行に邁進し、医療費適正化の取組をはじめとして保険者支援の一層の強化に努めるとともに、医療DXの推進に柔軟に対応していく等、社会の変化への的確に対応してまいります。

本会の取組といたしましては、経営計画「TKR-Vision」に基づき、掲げた目標の達成に向けた戦略を積極的に推進していきます。

審査支払機能に関する改革工程表への対応では、令和7年9月に厚生労働省が公表した審査支払システムの共同開発の基本方針に基づき、社会保険診療報酬支払基金と審査領域の共同開発を進め、共同利用に向けた準備を進めていきます。

医療費適正化に資する新たな事業として、保険者が実施する保健事業（国民健康保険）における施策効果の可視化及び伴走支援について東京都と連携を図りながら取り組んでいきます。本事業については資料3にまとめましたので、後ほどご説明申し上げます。

医療DX推進の関連では、予防接種事務デジタル化について厚生労働省からの依頼に基づき、定期予防接種費用の請求支払業務を順次実施いたします。本事業についても資料4にまとめましたので、後ほどご説明申し上げます。

またDX人材を育成・活用し、デジタル技術の活用や、年齢・役職を問わず職員からの発案による新たなアイデアの具現化を進め、業務を効率化し、改善を図ります。

次に、令和8年度の主な事業計画ですが、診療報酬等審査支払事業については、全国の国民健康保険診療報酬審査委員会と連携の下、審査基準の統一化を推進し、審査の充実・強化と診療報酬等の適正な支払いを実施いたします。また、診療報酬改定についても的確に対応いたします。

保険者事務共同処理事業については、保険者の負担軽減となる各種事務等を実施するとともに、オンライン資格確認等システムを活用した電子資格確認等事務について国民健康保険中央会と連携し、円滑な運用を図ってまいります。

保健事業については、保健事業支援・評価委員会においてデータヘルス計画に基づく保険者の取組に対して支援・助言等を行うとともに、国保データベース（KDB）システムやBI（ビジネス・インテリジェンス）ツール等を活用した健診・医療費分析情報の提供等を通じて、保険者の医療費適正化に向けた取組等を積極的に支援してまいります。

介護保険事業及び障害者総合支援給付等事業については、介護給付費等及び障害介護給付費等審査支払事業を確実に実施するとともに、介護・障害福祉分野の職員の処遇改善等を図るため、令和9年度の改定前に行われる臨時の介護報酬及び障害福祉サービス費等報酬改定についても的確に対応いたします。

また、介護給付適正化事業の充実・強化を図り、介護保険者等を支援し、介護サービス利用者等からの苦情処理業務についても適切に対応いたします。

次の3ページの目次でございます。第1の総会及び役員会の開催、4ページから、第18のISO/IEC27001認証の維持・継続、20ページまでの事業等を行ってまいります。

それでは、先ほど申し上げました、お手元に配布しております資料3についてご説明いたします。

医療費適正化に資する新たな事業についてです。

はじめに、目的と背景ですが、医療費の適正化や被保険者の健康増進等の実現が求められている中、保険者の皆様は保険者努力支援制度等の加点獲得を目指していますが、東京都全体として伸び悩んでいる状況でございます。

このような状況を踏まえまして、保険者への支援をより一層強化するため、東京都からの財政支援及び連携を図りながら大きく2つの取組を行う予定です。具体的には次のペー

ジで2つの取組の全体概要をまとめていますのでご覧ください。

国保連合会の枠内にある取組1では、最新のデジタル技術とビッグデータを活用したデジタルサポートとして、施策の改善策のご提案、施策効果のシミュレーション分析を行います。図のとおり本会が管理するKDBシステムのデータと各保険者の施策情報を組み合わせ、統計手法に基づきシミュレーションし、施策フローや施策効果を可視化するものです。

この取組の特徴としては、各保険者の施策フローを組み合わせることで、それぞれの保険者にとって最適だと考えられる施策フローをシミュレーションするところにあります。令和8年度は多くの保険者で取り組んでいる糖尿病性腎症重症化予防事業を対象に実施いたします。

なお、施策情報ですが、区市町村様は都が収集している情報を活用しますが、国保組合様は現状集約されている情報がございませんので、今後保険者のご意向を確認した上で施策情報を収集し、順次シミュレーションを開始する予定です。

次に、その下の取組2では、課題を抱える保険者に対する人的サポートとして伴走支援を実施します。限られた予算、マンパワー等により、課題を抱える保険者に対し個々の事情に応じたきめ細かな伴走支援を実施することで、保険者の負担軽減や財政安定化、施策効果の改善に貢献いたします。

この2つの取組により、保険者では、右側に記載の3つの効果が期待できると考えております。1つ目が現状の施策の課題や改善点の把握が可能となること、2つ目が効率的かつ実効性の高い施策の立案が可能となること、3つ目が可視化した情報を合意形成に役立てることです。

今後も保険者等のご意見やご要望を踏まえながら医療費適正化等の取組に積極的に関与していくことで、これまで以上に国保制度の安定的な運営に貢献できるよう取り組んでまいります。

続きまして、資料4についてご説明いたします。予防接種事務デジタル化に伴う請求支払業務についてです。

国保連合会の新たな業務として、改正予防接種法により市町村は国保連合会に対して予防接種関連事業を委託することができると整備され、厚労省の依頼に基づき国保中央会が関連するシステムの開発を進め、同システムを活用して国保連合会は自治体と医療機関の間の費用の請求支払業務を行うことになりました。

項番1の改正予防接種法についてですが、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、予防接種法が令和4年12月に改正され、記載の3つの方針が掲げられました。

そのうち、アンダーラインの機動的なワクチン接種に関する体制整備の中で、国が主体となって予防接種事務のデジタル化を進めることになりました。

項番2の予防接種のデジタル化の概要については、マイナンバーカードを利用した資格確認をはじめ、自治体側での接種記録の管理や費用の請求支払事務を効率化する予防接種の対象者、自治体、医療機関におけるデジタル化と予防接種の有効性等の調査研究のためのデータを利活用する取組がございします。

次の2ページの全体の運用フロー図をご覧願います。大きな流れとしては、左上の自治体が自庁内の健康管理システムから接種対象者などの情報を登録して、その情報から接種対象者に勧奨通知が送られ、対象者がマイナンバーカードを利用し、医療機関で予防接種を受けると、その情報も登録されることになります。

その後システムに登録された情報が集計され、国保連合会はシステムと連携して自治体への請求、医療機関への費用の支払いを行います。診療報酬等の運用スキームを活用して予防接種事務についても費用の請求支払業務に取り組むことと整理され、網かけの矢印部分が国保連合会が担う新たな業務です。

前のページにお戻りいただきまして、最下段のその他として、準備の関係もあり全国的に令和10年4月までに順次デジタル化への参加が進んでいく見込みで、本格稼働は令和10年度の予定です。

また費用負担につきましては、システム構築の初期費用及び令和8年度と9年度の運用費用は、国庫補助金で賄うことが想定されております。

以上で事業計画の説明を終わります。

○事務局 議案書別冊2-2、こちらの21ページ以降に各種手数料や各会計の予算（案）等載せてございます。本日、これらの内容を集約いたしましたものを資料5として配布してございます。表題は、令和8年度予算（案）の概要でございます。右上には13-1から13-13まで番号を振ってございます。こちらの資料の説明をもって議案の説明にいたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、13-1をご覧願います。昨年11月の特別区・市町村の課長会及び国民健康保険組合連絡協議会において、大綱予算としてご説明申し上げた内容から変更のありました部分や、今回新たにお示しする点などもございますので、そうした点も含めてご説明

させていただければと存じます。

それでは、令和8年度予算（案）の概要における予算編成の主なポイントでございます。

資料記載の1、事業計画運営方針関係、「TKR—V i s i o n」への対応でございますが、審査支払機能に関する改革工程表への対応につきましては、資料一番右に記載をしておりますとおりと大綱予算から約1億3,500万円を減額し、約2億5,700万円に予算額を見直しました。

その理由でございますが、大綱予算編成以降に明らかとなった内容によりまして、国保総合システム最適化に係るテスト要件の見直し、また外付システムの見積もり要件の見直し。こうした見直しの結果として最適化のテスト経費で約4,600万円の減額、外付システムの対応経費で約8,900万円を令和8年度予算として減額いたしました。これらに関する支出財源は積立資産の取崩しでの対応としておりましたため、今回の見直しに連動し、令和8年度の積立資産取崩額を約1億3,500万円減少させたところでございます。

恐れ入ります、2つほど飛びまして、DX人材等の育成及びデジタル技術を活用した業務改善の推進でございます。本取組に関しましてはペーパーレス化など業務の効率化がメインの取組となってございまして、大綱との差につきましては約1,800万円のプラスとなっております。

続いてその下、項番2といたしまして、令和8年度からの新規事業についてでございます。こちらにつきましては大綱予算ではお示ししていないものでございます。

まず(1)でございますが、先ほど資料3で本会からご説明申し上げております、保健事業の施策効果などの可視化等取組に関する予算でございます。当該事業における委託費相当額として約7,900万円、予算計上しております。

本会は本事業を一般会計で経理いたしますが、財源に関しましては都費補助として、補助対象の範囲において2分の1を措置いただく予定でございます。

なお残る額への支出財源につきましては一般会計の剰余金を充当することにより、新たな負担を保険者の見直しに求めることのないよう予算編成をしているところでございます。

続きまして(2)でございますが、こちらは資料4によりご説明申し上げた内容となっております。予防接種事務に関するものでございます。

資料に記載がございまして、予防接種法関係業務等特別会計といたしまして、業務勘定及び予防接種委託料支払勘定を設ける新たな特別会計を設置いたします。

なお、特別会計の新設に当たりましては本会の規約の改正が必要でございますので、こ

の後、第24号議案としてお諮りをいたします。

予算額につきましては、資料にありますとおり500万円弱を予定しております、業務勘定、支払勘定、これらを合計した金額となっております。

本件に関しましては自治体の開始が順次となっておりますため、本会の予算編成に関しましては、今回の令和8年度の本予算編成時において令和8年度からの開始が想定された自治体の情報をベースに、本会の外付システムの改修経費、また役員費などを積み上げた金額となっております。

しかしながら、自治体や国の方針の変更などにより本会の予算に影響が及ぶ場合につきましては、必要に応じて予算補正を行うなど適切に対応をまいります。

続きましてその下、項番3につきましては手数料の見直しでございます、こちらも今回の本予算からご提示するものでございます。

診療報酬明細書等点検手数料につきましては、事務の効率化などによりまして、令和8年度は1件当たり国保で25銭、後期で13銭、値下げするものでございます。

続きましてその下、医療費・給付費等です。(1)から(6)として、本会の基幹事業における各制度の医療費・給付費等について記載をしております。

そのうち、(1)の国民健康保険診療報酬支払勘定でございますが、令和8年度は診療報酬改定を反映し、安全率を加味した金額として約9,961億円を予算化しております。前年度比較ではプラス2.58%となっております。

そのほかの制度につきましては、後ほどお読み取りをいただければと存じます。

恐れ入ります、次のページ、13—2をお願いいたします。こちらは次年度予算の一般会計及び各特別会計の合計額を載せてございます。

なお、今回の令和8年度予算から、一番下の退職金特別会計の上に予防接種の特別会計を追加しております。

次年度の予算額全体では約4兆5,728億円でございます、前年度との比較で約2,042億円の増加となっており、率は4.67%の増となっております。

会計別では、後期、介護、障害の支払勘定が昨年同様に伸びており、これらが会計規模拡大の要因となっているところでございます。

続きまして、13—3ページをお願いいたします。1、被保険者数及び手数料件数（推計）でございますが、11月の大綱予算でお示しをいたしましたとおり、(1)被保険者数、(2)審査支払手数料等件数とも国保に関しましては減少傾向。後期など、そのほかに関しましては全

体的に増加傾向として見込んでいるところでございます。

続きまして、13—4ページをお願いいたします。2、職員の人件費及び定数でございます。こちら昨年11月の大綱予算でお示しした内容から変更はございませんでして、(2)の職員定数につきましては、令和8年度は合計387人として1人減でございます。

続きまして、13—5ページをお願いいたします。こちらは積立金処分額などを載せたページでございます。

なお、処分理由にございます番号につきましては本ページ下に記載をしておりますので、合わせてご参照いただければと存じます。

それでは、まず一番左の財政安定積立金でございますが、処分額は合計で2億3,700万円。そのうち、健診で1億8,500万円の取崩しを予定しております。大綱予算では2億400万円の取崩しを予定しておりましたが、1,900万円減額させております。その理由といたしましては、大綱予算編成時から歳出経費の減少を見込み、手数料軽減財源としての充当額が減少したためでございます。

次に、財政調整基金積立資産でございますが、当該積立資産は毎年度の積み直しに伴う積立資産洗い替え方式による全額処分を目的に記載の額を計上しております。

次に、減価償却引当資産でございます。処分額合計は10億500万円、大綱時からは1億2,700万円のプラスとなっております。主たるものといたしまして国保で8,700万円の取崩しを追加しております。制度改正などのシステム改修経費が追加になったことによるものでございます。

次の電算導入積立資産でございますが、次年度においてシステム更改年度となる対象システムはございませんため、取崩額は0千円としております。

次に、ICT積立資産でございます。処分額は合計で2億6,000万円。冒頭でご説明した改革工程表対応の経費に減額が見込まれましたため、国保の取崩額減少を反映させた金額でございます。

続きまして、退職給付引当資産でございます。金額は5億1,800万円。定年、勸奨、普通退職の合計を30人と見込んで推計した金額となっております。

このページの最後の説明といたしまして、表の下、会計別内訳の欄にございます予防の部分につきましてご説明申し上げます。

令和8年度におきましては、冒頭でご説明を申し上げました予防接種に関しまして別途特別会計を新設いたします。当該特別会計の設置に加えまして、予防接種の請求支払事務

を行うための必要額を積み立てられるよう積立資産の設定も合わせて実施をいたします。

ご覧の資料のページにつきましては積立資産の処分額などをお示しするページでございますが、令和8年度からの積立資産の設定に伴い予防の欄を追加するとともに、処分額につきましては現時点ではその予定が特段ございませんため、0千円と記載をしているものでございます。

なお、設定する積立資産の種類につきましては、資料に0千円の記載がある財政調整基金積立資産からICT積立資産までの4種類となりまして、これらに対する積立は処分と同様に令和8年度は予定をしてございません。

本件につきましては、本日の第6号議案としてお諮りするものでございますので、本件の趣旨についてご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして次のページ、13—6ページをお願いいたします。4、負担金及び主な手数料でございます。次年度の見直しにつきましては、冒頭でご説明申し上げました項番7及び項番11の各点検手数料について記載のとおり変更しております。

なお、次年度は、ただいま申し上げました点検手数料のほかに、大綱予算でご案内しております項番14、後期高齢者健康診査手数料の見直しもでございます。本手数料につきましては、健診後期分の見直し後の金額として令和8年度総額を明記しておりますため、5,000万円を超える金額となっております。当該記載額についてご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

そのほか、次年度において手数料等の見直しの予定はございませんが、その中でも何点かご説明をさせていただければと存じます。

項番1、会員負担金でございます。会員負担金は令和6年度から3年間、各年度を同額賦課とさせていただいております。その賦課額は2億9,000万円としております。令和8年度は3年間の最終年度となります。

令和9年度以降の賦課額検討に向けましては、11月の大綱時にご説明申し上げました項番13の特定健診等負担金及び手数料の見直しと合わせまして、8年度の早い段階に本会案をご提示し、皆様からご意見を頂戴したく考えておりますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

恐れ入ります、続きまして次のページ、13—7をお願いいたします。5、各会計の予算といたしまして、一般会計及び各特別会計業務勘定などの概要をご説明申し上げます。

はじめに、一般会計です。

歳入の一番上、負担金は約2億9,000万円。本会会員負担金規程に基づき、令和8年度も同額でございます。

また、中段辺りにございます財政安定積立金繰入金につきましては、当該積立資産を処分するに当たっては一般会計を通して各会計に繰り出すこととなりますため、その際の繰入額といたしまして2億3,700万円を計上しています。

続きまして、歳出です。総務費の給与費に職員17人分の給料、職員手当を約1億3,600万円計上しております。

なお、この後にご説明する各特別会計の給与費につきましては、13—4ページに記載の職員定数分を計上しておりますので、以降での説明は割愛させていただきます。

続きまして、事業費のその他事業費には、冒頭でご説明をいたしました新規保健事業の経費、約7,900万円を大綱予算から追加し、約1億7,600万円を計上しております。

一般会計の予算総額は約9億9,600万円、対前年度比5.26%の増でございます。

次のページ、13—8をお願いいたします。診療報酬等審査支払特別会計でございます。

歳入でございますが、1段目、審査支払手数料では、被保険者数の減少要素を考慮し、対前年度、約6,300万円の減を見込んでおります。

また、中段辺りにございます都支出金の都補助金につきましては、こちらは都内在住被保険者分を対象に、単価補助として審査支払事業に交付される補助金でございますが、こちらもレセプトの取扱件数減少に伴い、約1,300万円の減収を見込んでおります。

2つ下でございます繰越金には、手数料軽減や今後のシステム更改に備えた積立資産への積立財源として、前年度の剰余見込額を繰越金として計上しております。

以降、ご説明する各特別会計の繰越金も同様でございます。

恐れ入ります、次のページ、13—9をお願いいたします。

国保の歳出でございます。総務費の3段目、その他総務費でございますが、改革工程表への対応経費などにより、前年度から約1億6,400万円の増額を見込んでおります。

また本ページ、中段辺りにございます保険者間調整返還金支出では、近年の支出見込みに合わせた予算額を編成するため、前年度から約4億1,000万円を増額しております。

一番下、国保の予算総額は約108億8,600万円、前年度比5.55%の増でございます。

恐れ入ります、次のページ、13—10をお願いいたします。後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。

歳入、審査支払手数料では対前年度、約1,400万円の増を見込んでおります。

歳出、総務費の2段目、システム機器更改費につきましては、後期高齢者医療請求支払システムのシステム更改経費が大幅に減少することによりまして、予算額については対前年度、7億6,300万円の減を見込んでおります。

一番下、後期の予算総額は約88億1,700万円、前年度比10.41%の減でございます。

恐れ入ります、次のページ、13—11をお願いいたします。特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計でございます。

歳入の特定健診等負担金及び手数料につきましては、被保険者数減少を踏まえた減収として、特定健診等負担金と手数料を合わせて約1,200万円の減を見込んでおります。

また一般会計繰入金では、負担金、手数料等の軽減財源といたしまして、財政安定積立金を取り崩して充当いたしますため、1億8,500万円を計上しております。

歳出でございます。総務費のシステム機器更改費につきましては、特定健診のシステム更改が今年度に終了いたしますため、令和8年度の更改経費は現行システムの撤去費用など一部となっておりますため、大幅に予算額が減少しております。令和7年度との差額につきましては6億700万円の減でございます。

また、特定健診の後期高齢者医療分につきましても国保と同様にシステム機器更改費が大幅に減りますため、後期分予算の合計といたしまして約1億6,600万円の減を見込んでおります。

一番下、予算総額でございますが約8億6,200万円、前年度比で45.54%の減となります。

恐れ入ります、次のページ、13—12をお願いいたします。介護保険事業関係業務特別会計でございます。

歳入では、審査支払手数料等で約5,200万円の増を見込んでおります。

ケアプランデータ連携システムライセンス料でございますが、国の政策により当該ライセンス料の無料期間が延長されましたため、大綱予算のときでは約8,400万円を見込んでいたものを、今回の本予算では科目存置に変更しております。

なお、当該収入につきましては、事業所から受領いたしますライセンス料をそのまま国保中央会へ支払いを行う本会通り抜けの科目でありますため、減収による影響は特段ございません。

歳出では、中央会負担金に対する支出の安全率について見込み方を改めましたことによりまして、記載の減額を見込んでおります。

介護の予算合計は約21億1,600万円、前年度比で1.62%の減でございます。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計でございます。

歳入では、給付費等審査支払手数料で約1,000万円の増を見込んでおります。

歳出では、総務費のその他総務費で前年度より約4,200万円の増を見込んでおります。

障害の予算合計は約4億5,800万円、前年度比6.77%の増でございます。

恐れ入ります、次のページ、13—13をお願いいたします。措置費支払代行業務特別会計でございます。

歳入の措置費支払代行手数料について取扱件数の傾向を踏まえ、約100万円の増を見込んでおります。予算合計は5,360万円、前年度比4.72%の増でございます。

次に、予防接種法関係業務等特別会計でございます。歳入では、国庫補助金を約210万円見込んでおり、歳出では、総務費として同額を見込む予算編成をしております。

次に、退職金特別会計でございます。

歳入の上から2段目、一般会計繰入金等で約9,700万円。定年等退職者の退職手当金に備えるもので、一般会計及び各特別会計から繰り入れるものでございます。

その下、退職給付引当資産繰入金は5億1,800万円。退職手当金の支出財源として、退職給付引当資産の取崩しを繰り入れるものでございます。

退職金特別会計の合計は約6億3,200万円、前年度比86.42%の増でございます。

次に、一時借入金限度額でございます。借入金限度額は3,500億円。円滑な支払業務を遂行するための借入金限度額でございます。借入先はみずほ銀行といたしまして、必要最短期間の借入れでございます。

令和8年度予算（案）の概要につきましては以上でございます。

続きまして、恐れ入ります、資料7をご覧いただきたいと存じます。表題は、令和8年度予算（案）一般会計及び各特別会計業務勘定合計でございます。内容は、事務経費を取り扱っている各会計予算を資料記載の主な項目ごとに集計したものとなっております。

下から2段目の合計欄では、予算総額241億9,000万円。また、表に付した※印の各システム機器更改経費などを除く予算規模を一番下の再掲欄に記載をしております。214億9,000万円となります。参考としてご覧いただければと存じます。

なお、資料6のほうでは令和8年度本会収支予算書を配布しております。こちらは先ほど第1号議案から第3号議案において予算補正をご説明した際にお示しをいたしました、令和7年度収支補正予算書の令和8年度当初予算版となっております。本資料は本会が取り扱う全ての会計を対象に複式簿記に置き換えたものでございますので後ほどご覧いただ

きたいと存じます。

以上で令和8年度事業計画及び予算関係20議案の説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。第4号議案から第23号議案までを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。

次に、議決事項の24号議案、規約の一部を改正する規約についてを議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 薄いほうの議案書、2—1の21ページから26ページにかけて、第24号議案、本会の規約の一部を改正する規約を掲載してございますが、本日はその内容を取りまとめたものを資料8として机前にお配りしております。表題は、本会規約の改正について【概要】でございます。こちらの資料の説明をもちまして議案の説明といたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

第24号議案、本会規約の一部改正でございます。提案の趣旨は、①から③の大きく3点でございます。

まず①ですが、先ほど第4号議案、令和8年度本会事業計画のご説明の中で、資料No.4でご説明いたしました予防接種法関係業務の事業開始に伴い、規約の一部を改正いたします。

改正の内容ですが、1点目として、本会の事業に予防接種法で規定する業務を追加いたします。次に2点目として、区市町村が事務を連合会に委託したときは、今後定めることとなりますが、別に定める手数料を連合会に納付する旨を規定いたします。3点目として、先ほど経理課長からもご説明申し上げましたが予防接種法関係業務等特別会計の設置を規定いたします。

次に②、提案の趣旨の2点目ですが、総会及び理事会の招集手続に関する規約の一部を改正いたします。

改正の内容です。総会及び理事会を招集する際、開催日時等を明示した書面を会員及び理事に送付してございますが、電子ファイル提供による通知に代えることができる旨を規

定いたします。

最後に③ですが、措置費支払代行事業で支払代行する費用に関して規約の一部を改正いたします。

改正の内容です。現行の規約では、本事業で取り扱う費用を福祉事務所長が要措置者等の入所を委託した場合の措置等に要する費用と規定してございますが、現状では東京都及び区市町村からの委託を受け、入所以外の通所等の措置費や、東京都や区市町村が直接公立の施設に入所させた場合の措置費についても支払代行の対象としてございますので、業務実態に即した内容に改正いたします。

施行日です。令和8年4月1日から施行いたします。ただし、①、予防接種法関係業務の事業開始に伴う改正は令和8年6月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。第24号議案を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

閉 会 (～午後2時55分)

○議長 皆様方には長時間にわたりご審議いただき、また議事の円滑な進行にご理解とご協力を賜りましたことに感謝を申し上げます。本総会を終了といたします。本日はありがとうございました。